香芝市地域ブランド推進委員会設置要綱

(目的および設置)
第1条　香芝市の資源を活用した産品等のうち、特に優れたものを香芝ブランドとして推奨し、それを情報発信することにより地域産業の振興を図り、また市民一人ひとりが愛着と誇りを持つまち「香芝」を創造するための方策の検討、実践、検証等を行うため、香芝市地域ブランド推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)
第2条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
(1)　香芝ブランドの認定基準に関すること。
(2)　香芝ブランドの情報発信に関すること。
(3)　香芝ブランドに認定された産品等の支援策に関すること。
(4)　その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。
(組織)
第3条　委員会は、次に掲げる者の中から、委員10人以内をもって組織する。
(1)　香芝市商工会の会員である者。
(2)　香芝市商工会が推薦する者。
(3)　学識経験を有する者。
(4)　農業関係者。
(5)　その他特に必要と認められる者。
(任期)
第4条　委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
(委員長及び副委員長)
第5条　委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。
2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)
第6条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
(専門部会)
第7条　委員長が必要と認めたときは、委員会に専門部会を設置することができる。
2 専門部会は、委員会の委員で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから互選する。
4 専門部会は、部会長が必要と認めたときは、部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(委員の報酬及び費用弁償)
第8条　委員の報酬は、無報酬とする。
(庶務)
第9条　委員会の庶務は、香芝市商工会事務局において処理する。
(その他)
第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
附　則
(施行期日)
1　この要綱は、平成27年11月1日から施行する。